



1. カテゴリー

U12 (小学校6年生)

小学校5、6年生が参加可能

2. クラブの指導内容

①チームワーク

練習や試合におけるコミュニケーション及び戦術の指導や仲間との協調性や責任感の育成

②オーブンスキル

状況判断、適切なセレクトの指導、さまざまなプレイに適応できる理解力と思考力の育成

③チームプレイ

チームオフェンス、チームディフェンスの指導

④学生のスポーツ選手として

ルール、マナー、モラルの理解と周囲の人への感謝、学校生活や勉強に対する意識

3. スタッフ

渡邊 真隆 JBA公認B級ライセンス (福島県U15男子ユース育成コーチ、U14DC男子HC)

中島 篤志 JBA公認C級ライセンス (福島県U13DC女子HC)

湯田 匠 JBA公認C級ライセンス (県北地区U14DC男子スタッフ)

岩田 慎也 JBA公認E級ライセンス

山田 大夢 JBA公認D級ライセンス

4. 詳細（会場・練習日程）

・木曜日 18:45～20:45 福島市内体育館

※体育館の予約状況では、19:00～21:00になることもあります。

・練習試合や祝日など日時が変更になる場合があります。

5. 費用

初回の費用

年会費 7,000円

保険費用 800円

※スクールと併用の場合はスクールの年会費と保険費用はかかりません。

また、スクールの会費が¥1,000引きとなります。

毎月の費用

会費 週1回（月4回） 6,000円

その他、遠征等で発生する費用がある場合は別途徴収させていただきます。

※兄弟で「ネクサス」「セカンド」「スクール」「U12」のいずれかに申し込みの場合、月会費から2,000円引きとさせていただきます（兄弟引きは1人1つのカテゴリーのみ適用になります）

※スクールを併用する選手はスクールが1,000円引きとなります。

※DCなどに選出されている場合、会費を下記のようにいたします。

（U12のDC実績が反映となります。地区候補などは含みません）

県レベルの場合 月会費から2,000円免除

地区レベルの場合 月会費から1,000円免除

6. 入会特典

TシャツとロングTシャツ、ハーフパンツを支給いたします。希望の色についてアカデミー活動初回の方は青を選択ください。

Tシャツ・ロングTシャツ

- ・ サイズ (130、140, 150, SS、S, M, L～5L) 色 (青、白、紺、黒)

ハーフパンツ

- ・ サイズ (130、140, 150, SS、S, M, L～5L) 色 (青、紺、黒)

スウェットのサイズ (希望者のみ)

- ・ S～3XL

第1章 総則

(名称)

第1条 この団体を Bravely NexusU12 バスケットボールクラブとする。

(目的)

第2条 この団体は小学6年生を対象に子供たちの健全な育成を図るとともに、次カテゴリーや所属チームのバスケットにつながる活動を目的とする。

(目的2) 団体所属者のルール

- ① 礼儀を重んじる（挨拶・返事・感謝）
- ② ルール・マナー・モラルを重んじる
- ③ 仲間を敬う
- ④ 練習後はすぐ帰宅する

第2章 会員

(入会)

第3条 入会するものは次の要件を備えていなければならない。

- ① 本クラブの目的に賛同する者
- ② JBA の競技者番号がある者（登録は各所属チーム）
- ③ クラブの定める諸規定を遵守する者
- ④ 会費や費用について著しい滞納がない者

(除名)

第4条 クラブは、第3条の要件を満たさない会員について除名することができる。

第3章 会計

(資金)

第5条 クラブの費用は次の通りとする。

- ① 年会費 7,000円
- ② 保険費用 800円

③ 月会費 週1回 6,000円 (資金用途)

※D Cなどに選出されている場合は下記の通り減額となる。

県レベルの場合 月会費から2,000円減額

地区レベルの場合 月会費から1,000円減額

第6条 第5条により使われる資金

① 施設利用料

② 各種謝礼・交通費等

③ スポーツ保険

④ 必要機材、その他練習で必要な物、道具、応急医薬品

⑤ 事務手数料など

⑥ その他スタッフが必要と判断した教材、講習会等

(クラブ)

第7条 遠征や各種大会に出場する場合、必要な費用を別途徴収するものとする。

(運用)

第8条 資金の運用は(一社)ネクサススポーツアカデミーとする。

第4章 事故の責任

(事故の責任)

第9条 会員はクラブ活動に際しては、施設管理責任者又は指導者の責任において行動するものとする。

前項に違反して、盜難・傷害等の事故が発生してもクラブ及び指導者に対して一切の損害補償を請求しないものとする。

(保険の加入)

第10条 会員はスポーツ安全保険等の傷害保険に加入しなければならない。

クラブは活動中に起きた事故以外の責任はないものとする。

第5章 休会・退会

(休会・退会)

第11条 休会・退会についてはスタッフに連絡することとし、休会の適用は最大1ヶ月とする。ただし重大な病気やけがによる長期休養が必要な場合はその限りではない。休会中の会費は発生しないこととする。退会の場合、その月の23日までに退会が完了した場合はその月までの会費のみ、24日以降の申し出については翌月の会費が発生することとする。また退会用の書面に必要事項を記載して提出することで退会が完了となる。

第6章 細則

(細則)

第12条 クラブ活動中の映像、写真、記録等などの新聞、インターネット、モバイルサイト等への掲載権はクラブ側に属する。選手や保護者が活動中の静止画や動画をSNS等にアップロードしてはならない。

第13条 天災地変、社会情勢の変化などにより活動が困難な場合は活動を取りやめることがある。また活動内の感染症が拡大している場合は活動を自粛することがある。その場合、徴収した会費の返金はおこなわず、活動回数が減少する場合がある。

第14条 感染症等による学校の休校、学年閉鎖、学級閉鎖となった場合に該当する選手はその期間の参加の自粛をすること。大会等の参加については、大会等の要項などに準じていればその限りではない。

第15条 新型コロナウィルスやインフルエンザの感染症の場合、感染した選手及びスタッフは発症日を0日とし5日間の活動を自粛することとする。他の感染症の場合は医師の指示のもと自粛することとする。また活動内で感染が拡大している場合などは活動の自粛をする場合がある。この場合は総則第13条に当てはまることがある。

第16条

本規約に定めない事項及び必要な細則はスタッフ会議での議決により定める。